様式第24号（第25条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

都留市長　　　　印

景観まちづくり活動団体不認定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった景観まちづくり活動団体の認定については、次の理由により認定しないこととしたので、都留市景観条例施行規則第25条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 団体の事務所の所在地 |  |
| 不認定の理由 |  |

教示

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。